

神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請

提出書類のチェックリスト

R5. 12~

以下の書類を**各3部**ご提出ください。※本チェックリストは市HP及び兵庫県住宅建築総合センターHPからもダウンロードできます。

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター、神戸市住宅政策課、神戸市高齢福祉課で各1部使用します。

| チェック | 提出書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第4条関係 | | |
| □ | 登録申請書 | 登録申請書は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」より作成してください https://www.satsuki-jutaku.jp/apply.html |
| | 【別記様式第一号】 | 「神戸市長宛」ではなく、「公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター理事長宛」の申請としてください 下記リンクの様式をご利用ください http://www.hyogo-jkc.or.jp/jkc/koreisumai/y01_kobe.doc |
| | 【別添1.2】役員名簿 | |
| | 【別添3】住宅の規模並びに構造及び設備等 | |
| | 【別添4】サービスの内容 | |
| | システム独自項目 | |
| 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条および第8条関係 | | |
| ※ □ | □省略 | 各階平面図 |
| ※ □ | □省略 | 加齢対応構造等を表示した書類(図面等) |
| ※ □ | □省略 | 加齢対応構造等のチェックリスト 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください 【本則基準(別紙2①)】または【準ずる基準(別紙2②)】(本則基準を満たすことができない既存改修の場合) https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html |
| □ | | 入居契約に係る約款(入居契約書) 【参考とすべき入居契約書】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html |
| | | 入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト 【入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html |
| □ | | (神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針による) 重要事項説明書 住宅が有料老人ホームに該当する場合 「有料老人ホームについて(下記リンク)」をご覧ください https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/business/annaituchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/yuryo.html |
| | | サービスに係る約款(サービス契約書) |
| ※ □ | □省略 | 委託契約に係る書類 住宅の管理又はサービスの提供を委託する場合 |
| □ | | 銀行等との連帯保証契約書等(前払い金の保全措置) |
| | | |
| 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条関係 | | |
| □ | サービス提供者についての確認書類 (①または②のいずれか) | 体制は開設時のもの |
| | ① サービス提供者が医療法人、社会福祉法人、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者等の職員の場合 | |
| | サービス提供者の雇用契約書 | 雇用ができていない場合は誓約書(任意様式)が必要となります |
| | 法人の設立認可書 | 医療法人または社会福祉法人の場合 |
| | 事業者の指定を受けたことを証する書類 | 居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者等の場合 |
| | ② ①以外の場合 | |
| | 資格証 | 医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員の場合 |
| | 研修の修了証 | 訪問介護に関する2級課程修了者などの場合 |
| | 通報する装置の設置状況がわかる書類 (図面等に設置箇所を示すこと) | 常駐者のいない時間がある場合 |
| | その他 | |
| □ | 神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請 提出書類のチェックリスト | 本紙 |
| □ | 委任状 | 登録申請者が代理人を定める場合 任意様式で作成してください |

※印の添付書類については、既に提出済みの書類に変更がない場合、更新時に書類の提出を省略することができます。

既に提出済みの書類に変更がなく提出を省略する書類には、省略のボックスにチェックしてください。